

京都市告示第 357 号

京都市文化財建造物保存技術研修センターの指定管理者である公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会から、京都市文化財建造物保存技術研修センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市文化財建造物保存技術研修センターの臨時開所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年 10 月 4 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日

令和元年 10 月 20 日（日）及び 同月 21 日（月）

2 開所の理由

「令和元年度第 2 回技術者養成講座」を開催するため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）